



地方公営企業会計勉強会

第1回 借入資本の負債計上

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

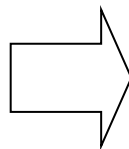
借入資本金の負債計上

支配権の安定のため、
株式による資金調達
は、しない。

<定義>

建設又は改良等の目的のため

- ①発行した企業債
- ②他会計から借り入れた長期借入金



地方自治体の信用力を背景にした
投資ではなく、融資の形での資金調達

資本説

- ・地方公共団体からの資金提供。
- ・見合いの資産が保全されている。

負債説

- ・債務としての償還義務と利子負担。
- ・他会計基準との整合性

- ・減債積立金の積立義務：
経営の安定化、健全化
- ・基金による償還時の自己資本組入義務：
借入金により先行取得、償還時に本取得

- 減価償却により償還原資が確保されている。
→ 経常経費をまかなう企業債との区分計上
- 地方自治体が負担する金額の注記
← 負担区分の原則、説明責任

参考：負債、資本の概念

負債

団体が負うべき経済的負担で、貨幣額によって合理的に測定できるもの。

すなわち、金銭もしくは物的財貨または用益を提供すべき義務を意味する。

企業会計上、その義務額が貨幣額によって合理的に測定され、貸借対照表の負債の部に記載される。その結果、負債の額に相当する資産の額が、法的または経済的に拘束されることになる。

資本

広狭、さまざまな意味に用いられている。

- ①総資産に対応する総資本
- ②負債(他人資本)に対する資本(自己資本)
- ③資本主(株主)の払込資本(拠出資本)
- ④法定資本(資本金)
- ⑤利益と区別される資本(資本剰余金)

通常、②すなわち、企業の総資産額のうち、株主に帰属する部分として用いられる。

この資本は、資産額から負債額を差し引くことによって求められ、純資産と呼ばれる。

ただし、資産、負債は、継続企業における損益計算を重視した概念であり、これらの会計的差額として名目的な純資産額を示しているに過ぎず、必ずしも資本主に帰属すべき確定的な残余財産額を示すものではない。